

資料・研究ノート

ビルマにおけるカレン族の独立闘争史 (その3)

大 野 徹*

History of the Karen Struggles for Independence in Burma
(Part 3)

by

Toru OHNO

VII ビルマ革命評議会と国内和平交渉

1963年6月11日、ビルマ革命評議会から各種武装反政府組織に対し、国内和平交渉の呼びかけが行なわれた。¹⁾ KNDO の内、この呼びかけに最初に反応を示したのは、KRC 配下の東コーターレー軍管区第5旅団であった。6月21日、第5旅団の政治主任ソー・フラペー（別名スゴー・ウーディー）およびウィン大隊第3中隊長チャーホー大尉の署名入り返書が、タトン県モウッタマ町駐屯の政府軍第4大隊に届けられ²⁾、政治主任ソー・フラペー、作戦主任シェロンセイン、中隊長ボウ・モウウェー等5名の代表がモールメンに現われたのは、6月28日であった。³⁾ フラペー以下の代表団は、予備交渉の前提条件として次の6項目を提示した。⁴⁾

- 1) 交渉期間中の戦闘中止。
- 2) 前線駐屯政府軍の基地撤収と作戦停止。
- 3) サルウィン、シッタウン両河中間地域における政府軍攻撃の中止。
- 4) 鉄道沿線以外の地における政府軍駐屯の限定。
- 5) 停戦ライン（シッタウン川とモウッタマ町の間にある自動車道路）の指定。
- 6) 交渉期間中における KNDO 第5旅団に対する財政援助（年額500万チャット）。

政府は、この要求に対し第1点を除いてすべて拒否した。⁵⁾ だが、KRC（カレン革命評議会）

* 大阪外国語大学ビルマ語学科

- 1) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」および「ミャンマ・アリン」1963. 6.12.
- 2) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1966. 3.27.
- 3) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 6.30.
- 4) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 7.28.
- 5) 『アジアの動向』1963年3月～8月, P.59.

は交渉をあきらめはしなかった。8月15日、KRCの主要メンバーから成る和平交渉団が、ラングーンに出て来た。⁶⁾ 主席のソー・ハンタータームエーこそ含まれていなかったが、一行は次のような顔ぶれから成りたっていた。⁷⁾

ソー・バトゥン（KRC 会員兼中央委員，コートゥーレー政府教育・文化相）

ソー・ワリージョー（中央委員）

ボウ・トルーミン（KNDO 第3旅団長兼中央委員）

クン・バスウェー（中央委員）

ソーマッカーシー・ポウテイン

一行は、8月20日ビルマ革命評議会と初会談を行なった。⁸⁾

一方、イラワジ管区の KNU も、ビルマ革命評議会の交渉呼びかけに反応を示した。まず6月23日に、ペダー山脈管区の KPLA（カレン人民解放軍）第8大隊から中隊長ソーポウ大尉，第8郡書記長チャーレー大尉等18名の管区代表が⁹⁾，続いてバテイン，ミャウンミャ両県の KNU 政治主任ソー・フラブエ，部隊長ボウ・シーシャが¹⁰⁾，6月30日にはボウガレー郡内の KPGF（コートゥーレー人民ゲリラ軍）第7大隊のボウ・ソーウィンナインが¹¹⁾，さらに同日チャウンゴン郡内のボウ・ソートゥエ，ボウ・トゥンチー，ソー・パーレー，ソー・ミャソー等が¹²⁾，それぞれ政府軍駐屯地に現われて予備会談を行なった。そして7月15日には，KNU 中央委員会議長マン・バザンの署名入り書簡が届けられ，ラングーンに予備交渉代表団を派遣する予定であることが明らかにされた。¹³⁾ 代表団がラングーンに現われたのは，7月29日であった。代表団は，次のようなメンバーから成りたっていた。¹⁴⁾

チンペー少佐（KNU 政治局員兼中央委員）

トゥンエー少佐（中央委員候補）

ソー・ミョウトゥエー

マン・バソー

この4名の代表団は，単に KNU のみならず，カレンニー民族進歩党，モン新国党の代表をも兼ねていた。

一行は，ビルマ革命評議会に対して次の3項目の要求を行なった。¹⁵⁾

- 6) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 8.17.
- 7) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 8.16.
- 8) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 8.21.
- 9) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 6.24.
- 10) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 6.30.
- 11) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 7.28.
- 12) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 7. 3.
- 13) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 7.16.
- 14) ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 7.30.
- 15) 「国内和平交渉」（ビルマ文）1963. pp. 96-99.

- 1) 交渉期間中の停戦。
- 2) 反政府組織相互間の協議に必要な時間の承認および往来の自由の保証。
- 3) 新聞，ラジオ，その他の報道機関によるビルマ革命評議会と3党代表団との交渉内容の公開。

これに対して，ビルマ革命評議会は次のように回答した。¹⁶⁾

- 1) 和平交渉に応じない武装組織もあるので全国的な停戦は不可能。3党の勢力範囲内における地域的停戦で十分と思う。
- 2) 武装組織は，目的も組織もそれぞれ別個のものであって，相互間の協議が成りたつとは考えられない。よって3党間の協議のみを認める。
- 3) 交渉成立のあかつきには，交渉内容をすべて公開する。不成功の場合，代表団が見解を公表することはさしつかえない。

KNUの中には，ビルマ革命評議会の和平交渉呼びかけは「偽の和平」であり，信用できないと言って反対する者もいた。ミンフラ郡のソー・ターチャー，ソー・トゥンミン，ソー・パートゥ等がそうであった。¹⁷⁾

確かに，この間カレン族以外の反政府武装組織との間で平行して進められていた和平交渉が不成立に終わっている。まず8月20日に赤旗共産党との交渉が決裂した。¹⁸⁾ この点について，最高裁の現長官マウンマウン博士は次のように述べている。

「6月11日に行なわれた革命評議会の呼びかけに応じて最初に姿を現わしたのは，タキン・ソウであった。カーキ色の上衣にロンジーをはいたタキン・ソウは，昔のままであった。顔つきも話し方も全く変わっていなかった。ただ短く刈った頭髪だけが白くなっていた。

旧友や顔なじみの者に会ったタキン・ソウは，思想的なことを盛んにしゃべった。新聞記者と会見する時には，机の上にもスターリンの写真を飾っていた。フルシチョフは修正主義者だと彼は言った。

新生ビルマとタキン・ソウとの間が切れてから久しい。地下に潜っていたタキン・ソウは，政治の将来に疑惑を抱いていた。国民大集会を開催して将来のことを討議しなければならない。集会には全政党，各民族の代表が出席すべきだ。軍からは軍曹以下の代表を送るべきだ。そして，集会は国際機関の監視の下で運営されなければならない，などと彼はぶった。

革命評議会は，これ以上交渉を続行しても得るところはないと判断して，タキン・ソウ等を山に送り返した。話し合いはまだ終わっていない，残らせてくれとタキン・ソウは言った。もう一度交渉の機会を作ってほしいとも言った。¹⁹⁾

16) *Ibid.* pp. 100-102.

17) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 9.22.

18) タンペーミイン (1968) p.94.

19) マウンマウン (1969) p.440.

ビルマ革命評議会は、赤旗共産党との交渉は失敗したが、交渉継続中の KNU、カレンニー進歩党、モン新国党とは無関係である旨、公示した。

予備会談を段階的に進めてビルマ革命評議会の真意を探っていたカレン族の反政府組織は、結局本会談に踏み切った。その第1陣は、マン・バザンの率いる共産系カレンの KNU とモン新国党、カレンニー進歩党の3党代表団であった。

VIII 革命評議会と3党代表との和平交渉

3党合同代表団は、9月29日タングー経由で、ラングーンにやって来た。²⁰⁾ 代表団は11名で構成されており、その主な顔ぶれは次のとおりであった。²¹⁾

- マン・バザン (KNU 総裁, KNU 中央委員会議長)
- スゴーレートー (KNU 書記長)
- ボウ・チンペー (KNU 政治局員兼中央委員)
- ボウ・タンアウン (KNU 中央委員)
- ナイ・バルィン (モン新国党議長)
- ボウ・モーレー (カレンニー進歩党書記長)

記者会見の席上、団長のマン・バザンは次のように語った。

「1947年以降、われわれはカレン州、モン州の即時承認、カレン、モン、ビルマの平等性、民族的対立と内戦の回避を主張し続けてきた。これがわれわれの活動路線だ。1949年反ファシスト人民自由連盟政府 当時も和平交渉の機会があったが、武装解除問題が隘路となった。また、1959年のネーウィン臨時政府当時にも和平交渉が行なわれたが、政府の寿命が1年6か月しかなかったため未解決のまま終わった。ビルマはわれわれの国家であり、われわれカレン人は、過去2000年にわたってビルマ人と一緒にこの国に住んできた。相互間の理解が必要なのは当然だ。今回の話し合いは成功すると確信している。」²²⁾

3党合同代表団とビルマ革命評議会との第1回会談は、10月4日インヤー通り14番地の政府迎賓館で開かれ、マン・バザンから次の4項目が提示された。²³⁾

- 1) 予備交渉団が提示した3項目に関する不明確な点の確認ならびに協議（これには、戦闘中止問題も含まれる）。
- 2) 民族団結と統一。

20) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 9.28；1963. 9.30.

21) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 9.28.

22) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1963. 9.30.

23) ビルマ革命評議会編『ビルマ連邦革命評議会と各種武装地下組織との国内和平交渉』史料集第1, ビルマ革命政府情報省, 1963年11月(ビルマ文), ラングーン.

以下、特に注記しない限り、本章および次章の記述は本文献による。

3) 民族の自由の保証, 拡大と民主主義。

4) 民族民主主義経済制度。

以上の内, 1) についてマン・バザンは, 交渉期間中の言論, 出版, 集会の自由に関する政府側の回答がないこと, 交渉期間中他の武装組織との協議は3党間のみ認められているが, その他の武装組織とも十分に討議する時間が必要であることの2点を重ねて主張した。

戦闘中止問題について, ネーウィン将軍は, 停戦地域を限定する必要はある。民族団結権の保証は, 平和の実現よりも党派の利益に結びつく。交渉内容の即時公開は時間の浪費になるので, 交渉終了時に一挙に行なうべきである旨回答した。

結局, 戦闘中止問題は, 限定的に実施した場合の弊害を考慮して, ビルマ共産党をも含めた「マダニャタ」(民族民主統一戦線)²⁴⁾との会談でとり上げることに双方同意した。

IX ビルマ革命評議会と民族民主統一戦線との交渉経過

10月4日, ビルマ革命評議会がマダニャタに対し, 戦闘中止問題に関する話し合いの呼びかけを行なったところ, マダニャタは, 交渉には応じるが事前に全体会議を開きたいという返答をよこした。10月8日, マダニャタ代表团には, 前記3党代表の外に, サライン(チン族最高組織)代表2名と, イェーボー・テー, イェーボー・ジン, イェーボー・ティントゥン, イェーボー・アウンヂー, ボウ・ゼーヤの5名²⁵⁾の「ビルマ共産党代表」が加わった。

ビルマ革命評議会から, (1) マダニャタは停戦問題だけを協議し, 和平交渉に関する他の協議事項は, 従来通り各組織ごとに別個に行なう, (2) マダニャタは, 停戦問題も含め和平交渉全般に関する協議を, 「5党代表团」という形で一括して取り扱うのいずれかを選択してほしい旨, 要望が出された。

第2回会談は10月10日開かれ, イェーボー・ティントゥンからマダニャタ側の見解が披露された。それは, マダニャタの団体協議事項は停戦問題のみに限られ, 和平交渉に関する他の協議事項は, すべて各党の個別交渉に任せるという趣旨であった。

ついで, 停戦問題に関するマダニャタの統一見解が, マン・バザンから述べられた。その要点を簡条書きにすると, 次のとおりである。

- 1) 停戦範囲について一特定の地域に限定せず, 赤旗共産党, シャン族, カチン族等をも含めた反政府武装組織すべてとの戦闘を全面的に停止すること。

24) 1959年5月25日結成された反政府各軍の連合組織。共産党からはタキン・ジン, イェーボー・テー, ボウ・イェートゥッ, カレン側からはマン・バザン, マン・ジャンパレー(ターミャイン師), ソー・オンペー等が出向した。

25) いずれもビルマ共産党(白旗)中央委員。大野徹「ビルマ共産党の現状」『東南アジア研究』6巻3号, 1968, P.164.

なお, “イェーボー”とはビルマ語で“同志”の意。

- 2) 全面的停戦が仮に不可能な場合であっても、停戦問題について協議を申し出てくる武装組織があれば、戦闘を中止すること。
- 3) マダニャタおよび加盟諸組織ならびにその勢力範囲内の地域における政府軍の攻撃を中止し、戦闘命令を撤回すること。
- 4) ビルマ革命評議会配下の政府軍基地は、双方に誤解を生ぜしめる危険があるので、撤収すること。
- 5) 停戦期間中、マダニャタの既得権、すなわちマダニャタ加盟各組織の勢力範囲内における組織権、行政権の継続行使を認めること。
- 6) 停戦実現のため、中央と地方に政府・マダニャタ双方から成る合同委員会を設置すること。
- 7) 停戦期間中、破壊主義者の跳梁を抑えるため適切な保護策を講じること。
- 8) 停戦期間中、強盗、誘拐等、住民の安全を脅かすような事件が発生すれば、相互に連絡し合い対策を講じること。
- 9) マダニャタと停戦に関して同意した旨、ラジオおよび新聞を通じて公示すること。
- 10) 同意の事実を、双方の所属部隊へ伝達すること。
- 11) 細目については今後協議して決めること。
- 12) 停戦期間は、和平交渉終了までとすること。

第3回会談は10月15日開かれ、前回の会談でマダニャタから提示された10項目に関するビルマ革命評議会の回答が読みあげられた。

まず項目(1)、(2)について、革命評議会は個別にしる合同にしる武装組織との協議には応じるが、個別交渉と合同交渉との2本立ては認められない。団結の利点については革命評議会としては特に言うことはないが、この団結に関するマダニャタの見解について他の組織と協議することは有益だとは考えられない。項目(4)中の革命評議会に対するマダニャタの見解は正しくない。また、革命評議会は、停戦問題についてのみマダニャタと協議し和平交渉に関する他の事項については個別交渉で継続審議するという3党代表団の提案に同意したのであって、個別、合同2通りの交渉を平行して行なうことはあり得べからざることである。和平交渉を機会に自己に優利な体勢を整え、武器、兵力、資金の調達を図ろうとする二枚舌的な組織もある以上、革命評議会としては、和平交渉の当事者とのみ停戦を行なう。全面的停戦は実施し難い。いったん和平交渉が決裂した武装組織に対する戦闘中止は考えられない。マダニャタおよびその加盟諸組織の支配下にある地域内での戦闘命令を撤回せよとの要求は一方的である。マダニャタも革命政府軍の基地に対する戦闘命令を撤回して、双方同一条件にすべきである。基地の撤退要求には応じられない。停戦期間中のマダニャタの組織活動は、和平交渉を失敗させる危険性があり、同意できない。行政権は、革命政府の権限に属する。革命評議会が武装組織と対

等に協議している理由は、武装組織を「政治団体」と認めているからであり、「革命政府」に対立する別個の政府組織と認めたからではない。従って、武装組織の行政権行使は認められない。中央と地方の合同委員会設置には同意する。住民の安全、治安問題については、革命政府に責任があり必要な措置をとる。政府がマダニャタに協力を要請することがあれば、マダニャタは協力してほしい。交渉経過の公開と双方の所属部隊への指示および細目の協議の3点については、今後の協議事項とする。停戦期間については、原則としてマダニャタの提案に賛成する。なお、最後に1点要望しておきたい。内戦の被害者は、国民、なかんずく山間僻地の住民であり、彼らから人頭税や活動資金の調達を行なうことは誠に慎んでもらいたい。

以上、マダニャタの提案12項目に対する革命評議会への回答を、同意、非同意の二つに分けて考えてみると、第1項から第5項までの5項目が否認、6、7、8および12の4項目が同意、そして9、10、11の3項目は継続審議事項となっている。マダニャタの立場からみると、前半5項目が停戦に関する「主要項目」であり、後半7項目はその実施に関する「付属項目」にすぎないと解釈される。一方、革命評議会側から見ると、文面に明示こそされていないが、いったん交渉が決裂した赤旗共産党の問題が含まれていること（1および2）、マダニャタに加盟していないシャン族²⁶⁾やカチン族²⁷⁾の問題まで持ち出していること、武装反政府組織の体制建て直しに優利な要求が出されていること（4および5）などの理由から、前半5項目については同意できない性質のものだと解釈される。いずれにせよ、この5項目の否認は、マダニャタにとって大きな痛手であることは否めない。

第4回会談は10月21日開かれ、マダニャタ側の見解が再び示された。マダニャタとしては、停戦問題のみをマダニャタが取り扱い、和平交渉に関する他の事項については各党の個別交渉に任せるという方針を確認する。各党の個別交渉を廃止してマダニャタが全権を代行することは考えていないし、個別、合同の2本立て方式をとる意志もない。戦闘命令の撤回について、マダニャタ側に責任回避の気持はない。マダニャタとしても、配下の部隊に対して政府軍への攻撃命令を撤回する。組織権と行政権については、マダニャタ加盟各党の執行部の権限に属する。マダニャタ加盟各党は、15年間の闘争を通じて人民と共に行動し、人民の支援の下に活動を続けてきた。このような人民の支援協力は、少なくとも和平が実現するまでは必要である。人民の安全問題については、今後とも徹底的に話し合いを行なう。和平への破壊者に対する防衛問題については、マダニャタは革命政府に協力する。その他の事項についてはこれ以上ふれない。

26) シャン族の反政府組織代表は、8月20日および24日にラングーンに来て交渉。12月26日に決裂した。〔ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963. 8.21; 1963. 8.26; 1963. 9. 2; タンパーミイン(1968) P. 118等に詳しい。〕

27) カチン族の反政府組織(通称 KIA)は、10月31日ドゥーワ・ゾーダン以下4名の代表をラングーンに派遣した。(大野徹「北ビルマ(カチン州)の旅」『鹿児島大学史録』No. 2, 1969, p. 111.) 交渉決裂は11月下旬。(ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」1963.11. 3.)

こうしたマダニャタ側の発言をみると、マダニャタが1点を除いて政府に譲歩したことがわかる。絶対に譲歩できない最後の1点というのは、第5項の「組織・行政権」の確保という問題である。マダニャタ加盟各党が多くの犠牲を払って確保した「解放地域」内での組織活動と行政権とをここで奪われることになると、党存立の基盤そのものを失ってしまう結果になる。それは言い換えると、兵員の補給源と資金源の喪失を意味する。従って、第5項まで譲歩することは、マダニャタにとっては考えられないことであった。

第5回会談は10月29日開かれ、過去4回の交渉内容に関する革命評議会の分析結果が披露された。それを整理してみると、双方の同意事項と同意に至らぬ事項とに大別される。

(1) 双方の同意事項

- i) 第2部
- ii) 第5項を除く第3部

(2) 同意に至らぬ事項

- i) 第3部第5項（組織権・行政権の行使）
- ii) 第4部（人頭税徴収の廃止）

そして、同意に至らぬ事項について革命評議会からさらに詳しい分析と批判とがくりひろげられた。特にマダニャタ加盟各組織の既得権問題については、マダニャタが各組織執行部の権限に属することだと言っているが、これは、いったん提示した問題を再び各党の個別交渉事項に差し戻すことを意味しており、マダニャタ側の政治的かけひきである。よって、組織権、行政権の行使問題を各党との個別会談で協議するというマダニャタの提案は受け入れられない。行政権はあくまで革命政府の専有事項であるという強い態度が示された。

次に、人頭税徴収問題であるが、いかなる形をとるにせよ国民から直接人頭税または活動資金の徴収を行なうことは、国民の生活を不当に圧迫する結果となり、革命評議会としては絶対に容認できない。ただし、人頭税徴収の廃止によってマダニャタが被るであろう食糧補給の困難性については、革命政府としては援助協力の用意がある。

こうした革命評議会側の強硬な態度表明に引き続き、マダニャタに対する革命評議会の新しい要求が提示された。すなわち、

革命政府軍およびその基地に対する攻撃命令をマダニャタが撤回し、住民の安全確保についてマダニャタは政府に協力するという二大基本原則については同意が得られたが、ただそれだけでは停戦の実現は困難である。よって革命評議会としては、停戦実現のため下記の事項をマダニャタに要求する。

- (1) マダニャタ加盟全武装組織の所在地を革命評議会代表に通告すること。
- (2) 革命評議会は、各地に散在している武装組織が県または郡単位で集結し得るよう、集結地を指定する。
- (3) 革命評議会は、マダニャタ各党員が指定された地域に指定された日時通り集結し得るよ

う、集結日時を指定する。

(4) マダニャタ各党員が指定地域から移動する場合には、事前に政府軍当局の許可を得ること。

(5) マダニャタ各党員は、停戦期間中指定された地域内における政府業務および国民に妨害を与えぬこと。

革命評議会がマダニャタに要求したこの新たな5項目は、マダニャタの立場から見れば、形式的にも実質的にも不当な要求であった。形式的に見た場合、現段階での協議事項は停戦問題のみに限定されており各組織の現状変更を伴うような大きな問題は個別交渉の席上取り扱うのが本筋である。次に実質的に見た場合、革命評議会の要求5項目中には、各武装組織に対する安全保証の項目がない（指定された日時に指定された場所に集結したマダニャタ系武装組織が政府軍に包囲せん滅されないという保証はない）。また、交渉決裂の場合における取り扱いが明記されていない。こうした観点とは別に、戦闘の中止は、中止が決定された時点における双方の現状固定が前提とされるべきではなかろうか。いずれにせよ、この新しい5項目の要求は、数回にわたって積み重ねられてきた革命評議会とマダニャタとの交渉の前途が、決して明るいものではないことを示す以外の何ものでもないと思われる。

第6回目の会談は11月11日開かれ、革命評議会代表のフラハン大佐から、交渉については相互理解が必要であるが、現状としてはかなりの疑点が生じてきていることが指摘された。また、問題点が解決されることなく、停戦問題だけで行きづまっている。革命評議会としては、これが最後の線であり、これ以上は譲れないとして、革命評議会の見解が読みあげられた。

(1) 和平交渉に関する革命評議会の基本的見解

- i) 内戦のためビルマ国内にはさまざまな問題が生じている。ビルマの経済的、社会的、政治的、文化的発展は、内戦の解消に大きく依存していると思う。
- ii) 和平交渉に際して、国民の利益を考えず党派の利益のみを優先させるような協議態度は、交渉を失敗させる原因となる。
- iii) 交渉期間中双方が対等であることはもちろんのこと、軍事的、政治的、組織的に一方が他方に圧力を加えるような態度は慎まなければならない。
- iv) 交渉期間中、交渉の内容を国民に公開することは誤解や新たな紛争の因となる恐れがあるから行なうべきではない。

(2) 和平交渉中における革命評議会の態度

- i) 国内和平実現のため6月11日各種武装組織に対して和平交渉の呼びかけを行なった。
- ii) 和平交渉に現われた各組織と対等の立場で話し合った。
- iii) 和平交渉に表われた各組織の意思の統一、決定を容易ならしめるため、各組織の中央委員会の開催、政府軍基地の撤去、各組織代表団の輸送等に全面的に協力した。

- iv) 交渉の意思表明をした武装組織に対する攻撃の中止，戦線の撤回，交渉代表団員の安全等に関する権限を前線指揮官に移譲した。
- v) 武装組織が攻撃中止を申し出てきた時には，政府軍側も戦闘を中止するよう指示した。
- vi) 交渉中，武装各組織に対する刺激的な呼称の使用を避けた。
- vii) ビルマ共産党の予備交渉代表団から提示された停戦期間に関する9項目の要求中，5項目に同意した。また，3党中央代表団の要求3項目をも受け入れた。さらに，マダニャタ合同代表団から提示された停戦に関する12項目の要求中，10項目に同意した。

(3) 交渉中におけるマダニャタ加盟各党の態度

- i) ビルマ共産党の申し出によって中央委員会開催実現のため政府軍基地5か所を撤去させたところ，共産党は当該地区の住民から人頭税を徴収した。
- ii) 停戦に関する KNU と革命評議会との交渉が成立しない内から，KNU は国民を殺害し和平寄付金と称する人頭税を徴収し，革命政府は軍事的，政治的に苦しい立場に追い込まれたので止むを得ず和平交渉を開いたのだと，国民に宣伝した。
- iii) ビルマ共産党は，口先では革命評議会を反植民地，反封建制運動の協力者だと言いながら，地方の町村では集会，扇動活動を行なっている。
- iv) KNU の首脳部は，交渉の席上では「家族的な気持で親密に話し合おう」と言いながら，陰では町村の組織や群衆を動員して革命評議会に圧力をかけるような動きをしている。
- v) 国内和平の実現に重点をおこうとせず，和平交渉を利用して6県内で強制的に国民にデモ，集会を開かせた。²⁸⁾

(4) マダニャタに対する革命評議会の見解

マダニャタ加盟各組織は，国内和平の実現をよそに，政治的かけひき，党組織の拡大，資金の補充等を図り，国民に虚偽の宣伝を行ない，従来以上に人頭税を徴収している。マダニャタは，国に利益よりも災厄をもたらすのではないかとの心配を革命評議会は抱くようになった。誠に遺憾である。

(5) 交渉継続のためにマダニャタが受け入れるべき条件

革命評議会は，和平実現のため最後の努力を尽すつもりである。マダニャタが下記の項目すべてを受諾するならば，話し合いは今後も継続されるであろう。

- i) 停戦期間および交渉期間中，いかなる組織活動も行なわぬこと。特に，公然非公然を

28) 11月10日，ターヤーワディー，ペグー，インセイ，マウービン，ハンターワディー，ラングーン6県の農民，労働者，学生達がラングーン市庁ホールで6県和平デモ集会を開いた(タンペーミン，P.110.) ことを指すものと思われる。

問わず組織活動、宣伝活動を即時中止すること。

- ii) 停戦期間および交渉期間中、人頭税の徴収を停止すること。
- iii) 国民に対する脅迫、弾圧、逮捕、殺害等の行為を即刻中止すること。
- iv) 上記3項目に同意し、直ちに下部組織および所属部隊に指令すること。
- v) 10月29日の会談の席上、革命評議会代表が読みあげた第3部第2条中の5項目すべてに同意すること。
- vi) 以上の要求に対する回答を11月14日午後6時までに革命評議会によこすこと。

この革命評議会の見解および要求について、革命評議会代表とマダニャタ代表との間で激しい応酬が行なわれたのは当然であろう。

まず、6県内のデモ集会についてマン・バザンから「代表団はラングーンで交渉中である以上、何ら情報を得ていない。もしそれが事実であれば、われわれとしても下部に対してしかるべき措置をとるのにやぶさかではない。けれども、われわれは本件について何一つ知らないのだ。従って、本件はわれわれとは無関係だと断言できる」という趣旨の見解が述べられた。

続いて共産党のボウ・ゼーヤから「この集会は“人民委員会”の主催で行なわれたものであり、マダニャタの主催ではない。“人民委員会”などという組織はわれわれの指揮系統にはないし、いったい誰があやつっているのかさえわれわれは知らない。けれども、われわれとしてはこういう事態がおきても、なおかつ最善の努力をするつもりだ」と話し合い続行の希望が述べられた。するとフラハン大佐から「われわれは、組織活動の停止を冒頭くり返して要望した。にもかかわらず、このような問題が現実におきているのだ。中央と連絡がとれるとれないということは、神のみぞ知ること。要するにわれわれとしては、交渉を続ける以上従うべき原則を文書にまとめただけなのだ。これに同意できなければ、これ以上話し合いを続ける意味はない。和平交渉が成立する見通しはないと思う」と交渉打ち切りの態度が示された。さらにまた「共産党中央委員会開催のため政府軍を引き揚げたパウカウン、パウンダレー地方では、過去3年間人頭税の徴収は行なわれていなかったのに、去年の分はともかくとして今年と来年の分400チャットの徴収が共産党によって行なわれた。KNUも過去3年間ポーレーチェンでの徴収は行なっていなかったのに、今までの分として3万チャットを要求してきている。われわれの攻撃中止、戦闘停止を利用して、こういうことをぬけぬけとやっているではないか。われわれとしては、こういう事態は放置しておけない。われわれは、イエーポー・テー²⁹⁾に文書で注意をうながしてもいる。にもかかわらず、首脳部が知らないというのはおかしい」と、フラハン大佐は非難した。

それに対し、マン・バザンは「そういった地区がほかにもあれば知らせてくれ。しかるべき

29) ビルマ共産党代表団長。

措置をとるから」、ボウ・ゼーヤは「できるかどうかはともかくとして、今確かに誤解が生じている。誤解をとくため真相究明の時間があればいいと思う。検討してほしい。でなければ、回答を14日までによこせと言われたところで、われわれとしては考える時間がない」とそれぞれ述べたが、フラハン大佐は「14日までに返事をよこしてほしい」と固執して譲らなかった。

ボウ・ゼーヤが「停戦問題で双方の同意が得られなければ、和平交渉における最も重要な討議課題である“政治”の問題が取り扱えなくなる。そのほうこそ問題ではないか」と追求したところ、フラハン大佐は「われわれは、交渉相手の誠意に疑いをもっている。誠意がなければ、交渉を継続することは難しい」と、重ねて話し合い打ち切りの態度が示された。ボウ・ゼーヤは「誠意の有無を判断することは容易ではない。われわれの間には同意できない点もあろうし、誤解もあろう。けれども、何らかの方法で解消できると思う。考えてみてほしい」と、交渉継続の希望をくり返し述べた。

ここで共産党のイエーボー・ジンがはじめて口を開き、「いま問題になっている事柄は、執行部が考える問題である。それほど重要な問題の結論を短時間の内に出すには、ボウ・ゼーヤが言ったように、確かに時間が少なすぎる。それに“政治”に関する話し合いがつけば、自然に解消するような問題も沢山含まれている。われわれとしては、政治に関する話し合いに進むことを希望する。」

フラハン大佐：「正直に言うならば、われわれは今回の代表団や、代表団の見解を信頼できない。和平交渉に来て時間をかせぐ一方、下部では支配領域の拡張、組織活動の強化に力を注いでいる。」

ボウ・ゼーヤ：「組織とか財政問題とかいったことは“原則”である。“原則”は、中央委員会の決定事項だ。現実問題として、いったん決定した組織の基本方針を変更することは容易ではない。」

イエーボー・ジン：「ボウ・ゼーヤが言ったように、“原則”についての決定権はわれわれにはない。ただし、停戦期間中の“現状変更”を阻止する権限はある。例えば、新領域の獲得、新財源の確保等を禁止することは可能だ。」

マン・バザン：「原則問題が中央委員会の決定事項である以上、マダニャタ代表団には決定権がないというのが共産党の立場であるとすれば、われわれとしては、当初3党会談で提示したように、党単位の個別交渉に戻って協議することができるのだが」

フラハン大佐：「今の意見は、個別交渉からマダニャタの交渉内容に変えた事項を再度個別交渉に差し戻すということになる。」

マン・バザン：「交渉が暗礁に乗り上げた以上、解決の道を探すという意味で再考慮の必要がある。今問題になっていることは、3党会談当時は何ら問題ではなかった。それが今では即座に処置せねばならぬ。双方同意しなければならぬというふうになっている。われわれは、

革命評議会がわれわれに圧力を加えているとは思いたくない。疑惑が生じているだけなのだ。疑惑は解くことができると思う。肝心なことは国内和平の実現なのだから、マダニャタでは解決できないと言う以上、個別交渉に復帰して努力する必要がある。」

フラハン大佐：「組織面からであれ火器を用いてであれ、一方が他方に攻勢をかけてきている以上、たとえ停戦に同意しても現実にはそれを続けるに違いない。そうである限り和平は成立しない。話し合っても無駄だ。」

イエーポー・ジン：「徴税問題について今ここで同意が得られなくても、すでに同意が成立した事項を厳守し“和平”と“政治問題”の討議に進んで行けば、その内に必ず解決すると思う。」

ボウ・ゼーヤ：「政治問題が話し合える段階までは努力する必要があると思う。考え直してほしい。時には忍耐も必要だ。慎重に考えてほしい。」

フラハン大佐：「われわれとしては、文書に記したとおりのだ。“政治”の討議や和平を実現させるためにはこれ以外にないと思っている。この条件が呑めなければ、これ以上交渉を続けても効果があるとは思えない。これが最後の線だ。和平交渉を成功させるには、是非われわれのこの提案どおりにしてほしい。」

ボウ・ゼーヤ：「日時について考え直してほしい。ここで同意が成りたたねば、和平交渉が流れてしまう。そうしたくないから、われわれは主張しているのだ。停戦問題が解決しない以上、もっと重要でもっと根本的な“政治”に関する討議に進めなくなってしまう。その点は革命評議会に考え直してもらいたい。それと日時の延期、この2点だ。」

フラハン大佐：「文書で提案したとおりのだ。すべてその通り了承し同意してくれれば、話し合いは続行できる。」

マン・バザン：「会談が不成立に終われば、事態が急変することを革命評議会は考えてほしい。革命評議会の提案5項目の中には受諾できるものもあるが、第2項についてはおそらく党員達が納得するまい。政府軍がわれわれをどこそこに集結させるということについて、われわれは疑惑を抱かざるを得ない。率直に言って、われわれは下部に対して説明いたしかねる。」

フラハン大佐：「集結というのは、わが政府軍が全武装組織を1箇所に集め包囲しておくと言うことではない。われわれにはそんな卑劣な気持はない。」

ボウ・ゼーヤ：「停戦問題よりも本交渉の代表団が来られるか来られないかということのほうがもっと重要だ。」

フラハン大佐：「この問題が片づかなければ先へ進む道はないと思う。」

ボウ・ゼーヤ：「日時の再検討を望む。3日間というのはあまりにも短すぎる。十分に検討する時間がほしい。」

フラハン大佐：「時間は十分だと思う。」

このように交渉継続を強く要望するマダニャタに対し、革命評議会は、提案が受け入れられない限り交渉を打ち切るとの態度を終始一貫変えなかった。もともと、革命評議会のマダニャタに対する提案は、(1) 革命評議会とマダニャタとの当面の交渉問題である「停戦」とは全く別個に、革命評議会からマダニャタに突如つきつけられた要求であり、(2) 内容的にみても、マダニャタ存立の基盤を根底からくつがえす恐れのある重大な提案であること、(3) マダニャタ代表団の決定権に属さない、または加盟各党の執行部あるいは中央委員会の審議判定を必要とする事項がもち出されていること、(4) 限られた時間内では返答できかねる性質のものについて即答が要求されていること等、マダニャタ代表団にとって即決不可能な提案であったと言ってよい。ビルマ共産党、KNU、カレンニー進歩党、モン新国党、チン最高組織等マダニャタ加盟の左翼5党との和平交渉が決裂するに至った最大の原因は、革命評議会のこうした「硬直的」な態度にあったといっても過言ではない。

第7回は11月14日開かれ、革命評議会の要求に対するマダニャタの最終回答がよせられた。回答は、革命評議会の10月29日付批判に対する釈明と11月11日付提案に対する回答の2部に分かれている。

(1) 10月29日付批判に対する釈明

- i) 革命評議会とマダニャタは、国内和平実現のため双方停戦の問題について5回にわたる会談を行なった。マダニャタは、停戦に関する協議事項多数の同意を基に、党内武装組織に政府軍に対する戦闘中止命令を発した。事実、デルタ地方、ペグー山脈、テナセリム地方等広範囲にわたって戦闘が中止されている。
- ii) 15年におよぶ内戦の結果として、円滑性を欠く面や相互理解の不十分さといった問題は、確かにある面ではみられる。けれども話し合いによる内戦の停止を志向するマダニャタは、いかなる問題であれ十分な討議をくり返すことによって解決の緒を見出し得ると信じる。
- iii) 10月29日の会談で出された「既得権の行使」（日常活動）に関する革命評議会の見解は、誤解以外の何ものでもない。マダニャタとしては、停戦期間中、自己の領域内における日常活動の継続を求めただけであるが、残念なことに、われわれの組織は革命政府に相対立する「反乱政府」という問題にいつの間にか発展してしまった。マダニャタは、問題がこのように拡大しようとは思ってもいなかったし、拡大させる意志ももっていなかった。組織活動と行政権に関する基本原則は、マダニャタ代表団が責任をもっている「停戦問題」のわくを越えるものとする。この基本原則は、「政治問題」の交渉が実現した段階で討議しなければ解決し得ないと考えるので、マダニャタの一存ではなく各党執行部の権限に属する事項だと説明したわけである。

国内和平は国民の現在と未来に深いかわり合いをもつ重大な問題であるという認識

の下に、マダニャタ代表団は、停戦を実現させようと努力してきた。こうした認識に基づき、同意事項を優先させ不同意事項についても段階的に同意に達するよう心掛けてきた。従って、この問題に関するマダニャタの提案が「不正な政治的かけひき」でないことは明らかである。

- iv) 停戦期間中の「支援金」の徴収問題について、マダニャタは、現有領域内においてのみ徴収を行ない、領域外での徴収行為は禁止している。それ以上のことについては、政治問題と合わせて首脳部代表団と協議すべきである。
- v) 組織活動の問題も、政治問題の審議と平行して討議されるべきだとマダニャタは考える。組織活動は、政党活動の基盤である。組織活動の全面禁止は、政党存在の否定と同義になる。従って、平和建設に役立つマダニャタの組織活動は続行すべきだと考える。
- vi) 10月29日付の革命評議会要求5項目を慎重に検討した結果、マダニャタは次のような考えを抱くに至った。マダニャタとしては、双方の現状に照らして必要な原則を定め、その原則に則って双方の部隊の所在地で戦闘を中止すべきだと考える。マダニャタ所属の武装組織の現在地を革命評議会に報告すること(第1項)は、マダニャタにとって不可能ではない。しかし、マダニャタ各部隊が革命評議会代表の指定する場所に集合すること(第2項)については、マダニャタ軍が政府軍に包囲される結果になるので、マダニャタの所属部隊は納得しないであろう。

そこでマダニャタとしては、双方に無理のない形として、次の2点を提案する。

(a) マダニャタ所属部隊は現在地において戦闘を中止する。(b) 戦闘中止の日時については、双方協議の上決定する。この2点が実行されれば、革命評議会の第3項は不要になると考える。

(2) 11月11日付革命評議会の批判に対する回答

- i) いかなる形であれ、組織活動を行なってはならない。資金徴収行為をしてはならないということは、党活動の全面的停止、党の解散を意味する。革命評議会が指定する地区に部隊を集結させることは、軍事的に見て政府軍の包囲と異なるところがない。この2点は、マダニャタ各党の活動の自由と軍事的現有地の喪失を意味し、対等な話し合いを不可能ならしめる。
- ii) マダニャタは、政府軍に対する反撃命令をすでに撤回しており、停戦は実現可能だと信じているが、革命評議会の「交渉続行のための条件」文書は、この望みを断ち切った。革命評議会の意見には、マダニャタに対する疑惑と非難とが含まれている。しかしマダニャタは、国内和平の実現を期待して、非難に対する無益な反論はあえて行なわない。
- iii) 革命評議会の文書中「マダニャタのとった態度」の事実認定に多くの誤りがある。こ

これらの誤認は、説明に耳を傾けることによって氷解するような性質のものである。

- iv) 革命評議会のマダニャタに対する非難の中で最も重大なのは、ビルマ共産党や KNU が各地で人民を集めて扇動し革命評議会に圧力をかけているという点である。6 県デモ集会については、マダニャタはいっさいタッチしていない。マダニャタは、応援するにせよ反対するにせよ、デモ集会に関する指令は何一つ発していない。もともとこのデモ集会の性格自体、マダニャタの考えとは一致しない点がある。けれども、このデモ集会は平和に対する人民の願望を表明した集会であって、革命評議会に圧力をかける目的で行なわれたとは思えない。むしろ、革命評議会の意向に沿った革命評議会を支持する集会であったとわれわれは解釈している。
- v) 「停戦期間設定のため討議している最中、それを利用して政治的かけひきを行ない、党勢拡張、財源充実、国民への虚偽の宣伝を行なった」という指摘であるが、マダニャタは、各党の現有領域内における党活動を除き、いっさいの活動を停止している。特に勢力範囲外での組織、徴税活動は堅くこれを禁止している。
- vi) マダニャタは、組織活動の基本原則と党の現状とが尊重される限り、いかなる問題であれ停戦交渉の場で自由に討議する用意がある。一、二の討議事項に同意がみられなかったからと言うだけの理由で、和平交渉全体の決裂を招くような愚は避けるべきだとも考える。けれども、革命評議会からマダニャタに提示された「交渉継続の条件」は理解に苦しむ。すべて無条件で受け入れなければ交渉は決裂だという態度は、もはや双方対等の話し合いの形ではない。その点を、マダニャタは最も遺憾に思う。
- vii) 最後に、この停戦交渉会談で得られた同意事項は今後有効だとみなし、同意がまだ得られていない点については、今後首脳部代表団との本交渉の席上再討議すべきであることを主張したい。組織、徴税の全面的禁止、革命評議会から出された要求事項は、停戦問題のみを取り扱うマダニャタ代表団の権限から大きく逸脱しておりマダニャタ代表団としては回答できる立場にないので、各党執行部との個別交渉に一任したい。マダニャタとの会談で停戦問題は解決を見なかったけれども、和平を実現する道はまだ残されていると信じる。そういった意味で、各党執行部との個別交渉が望まれる。首脳部会談で「政治」に関する話し合いが成立すれば、懸案中の問題も解決することは疑いない。停戦交渉に関する合意が成立しなかったからといって、和平交渉を打ち切るべきではないと思う。以上の点を、革命評議会に再考慮してもらいたい。

このようなマダニャタの回答書が読みあげられた後、革命評議会代表のフラハン大佐が「マダニャタの回答文を要約すれば、29日付のわれわれの提案中第3部第2条の5項目が受け入れられないということであり、11日付の要求も受諾できないという意味だと解釈する。従ってこれ以上和平交渉を継続することは不可能だと言わねばならない」と述べ、革命評議会とマダニ

ャタとの和平交渉は、遂に11月14日決裂するに至った。³⁰⁾

革命評議会とマダニャタとのこの交渉決裂について、元ビルマ共産党中央委員の一人であり、タキン・ソウ、タキン・タントゥンと共に共産党を指導していたタキン・テインペー（現在ビルマ字日刊紙「ボウダタウン」主筆 ウー・テインペーミン）は、次のように述べている。「革命政府が武装反乱軍に平和交渉を呼び掛けた際、タキン・ソウと他の反乱軍たちが先にこれに応じたのに、タキン・タントゥン等のビルマ共産党はなかなか回答しなかった。—(略)—中共指導者達がこの件について、われわれに援助させてほしいと革命政府に言い寄ってきた。—(略)—彼らは政治亡命許可を与えてあるバテインティン、ボウ・ゼーヤ等のビルマ共産党指導者の一団をラングーンに特別機で送った。—(略)—バテインティン等がビルマに帰って来て指令してはじめて、タキン・タントゥン等の一派は、平和交渉のためイェーボー・テーの率いる代表団を派遣させたのである。—(略)—平和交渉の論議に入っても中国の型に基づく革命のみを信じているビルマ共産党は—(略)—彼らの党が第1線に立ち指導権を獲得すること、解放地帯および彼ら自身の武装軍の存続、政府部内への参加等の目標を掲げたのである。—(以下略)」³¹⁾

以上、ビルマ革命評議会とマダニャタ（民族民主統一戦線）との和平交渉の経過を、ビルマ革命評議会自身が編纂した『国内和平交渉』史料集第1（ビルマ文）1963, 250 pp. を基に長長と説明してきた理由は、カレン族反政府組織の一つ KNU がマダニャタの加盟組織だったからである。革命評議会とマダニャタとの交渉決裂は、同時に革命評議会と KNU との決裂でもあった。

デルタ地帯を地盤とする共産系カレンの KNU は、こうして反乱活動の続行を余儀なくされた。戦闘は、またしても再開された。12月10日政府軍は、カレン州シュエグン、フラインブエー両郡で活動しているマダニャタ系の KNDO 第7旅団（旅団長ボウ・ミャ）に対する討伐作戦「ティーハ作戦」を開始した。³²⁾ 64年1月、政府軍第105歩兵大隊によってマン・バザン配下の作戦主任参謀エル・モウピーと補給参謀ティモティー・アルバートが射殺され³³⁾、2月7日にはヒンダータ県内の KNDO 第15旅団ソー・バシェイン旅団長が政府軍第9歩兵大隊に逮捕された。³⁴⁾

X ビルマ革命評議会と KRC（コートウーレー政府）との和平交渉

KNU と KRC との分裂以降、デルタ地帯とテナセリム管区で活動していた KNDO 軍も2

30) ウー・タンペーミン (1968) P.111; マウンマウン (1969) P.441.

31) 外務省南西アジア課『毛沢東の中国とビルマの主権』pp. 45-46. なお本書は、ビルマ字日刊紙「ボウダタウン」に掲載されたテインペーミンの解説記事を邦訳したもの。

32) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1964. 1.10, 11.

33) ビルマ字日刊紙「チャーモン」1964. 1.24.

34) ビルマ字日刊紙「チャーモン」1964. 2. 9.

派に分かれた。ソー・ハンタータームエー指揮下の東コートゥーレー師団には、従来 KNDO 第3, 第5, 第6, 第7の4個旅団があったが、第7旅団のボウ・ミャ旅団長がマダニャタ加盟者であるため除籍され、第3, 第5, 第6の3個旅団が残るのみとなった。もっとも、タボイとメルギー両県内で活動している第3旅団は、兵員の半数がビルマ共産党の翼下に入っているため、ハンタータームエーの指揮権がおよぶのは残りの半数にすぎなかった。³⁵⁾

東コートゥーレー（サルウィン川流域）の非共産系カレン、すなわち KRC（カレン革命評議会またはコートゥーレー政府）の中央代表団は、63年10月22日ラングーンに来て、ビルマ革命評議会との和平交渉を開始した。³⁶⁾ 代表団は次のようなメンバーで構成されていた。³⁷⁾

ムソーコーカサー・ハンタータームエー（コートゥーレー政府首席）

パドー・ワリージョー（KRC 中央委員）

パドー・ウェートー（KRC 副議長）

パドー・ブライス（KRC 中央委員）

クン・バスウェー（KRC 中央委員）

ボウ・トルーミン（KRC 中央委員，兼 KNDO 第3旅団長）

ボウ・モーゼッ（KRC 中央委員）

代表団は、10月23日ビルマ革命委員会に交渉事項を提示した。第1回目の会談は10月28日、第2回目は11月2日、第3回目は12月2日に開かれ、12月21日からはクリスマスのため休止、翌64年1月22日に話し合いが再開された。

この間、64年1月5日には KNDO 第5旅団の旅団長ボウ・リンティンがラングーンへ来た。³⁸⁾ 予備交渉を終えたリンティン一行はシュエヂン、チャウヂー郡へ戻り、サルウィン川西部一帯での戦闘が中止された。12月21日ラングーンから帰って来たハンタータームエーを中心に、リンティン以下、ボウ・ウィン、ボウ・モウウェー等第5旅団の指揮官およびボウ・トルーミン、ボウ・サードウコー等第3旅団の指揮官達が集まって協議した。³⁹⁾

クリスマス休暇を終えたハンタータームエーの一行16人は、1月22日ラングーンへ戻って来て⁴⁰⁾、和平交渉を再開した。会議には、ビルマ革命評議会から、ソーミイン大佐(首席代表)、タウンダン準将、フラハン大佐、タウンチー大佐、チッキン中佐等が出席、KRC からはムソーコーカサー（ハンタータームエー）以下、パドー・ワリージョー、パドー・ウェートー、ク

35) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1964. 1.17.

36) タンペーミイン (1968) P.108.

37) ビルマ字日刊紙「チェーモン」1963.10.23.

38) ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」1964. 1. 8, 9; 「チェーモン」1964. 1. 8.

39) ビルマ字日刊紙「チェーモン」1964. 1.13.

40) ビルマ字日刊紙「チェーモン」1964. 1.23.

ン・バスウェー、パドー・ブライス、ボウ・トルーミン、ボウ・モーゼツ、ソー・アウンセイン⁴¹⁾、オンペー大将等が出席した。⁴²⁾そして、3月12日開かれた会議で、KRC とビルマ革命評議会との「政治・軍事」問題に関する最終討議事項について両者間に合意が成立した。⁴³⁾合意事項の内容は次のとおりである。⁴⁴⁾

ビルマ革命評議会とカレン革命評議会は、1963年10月28日から1964年3月12日まで数回にわたって討議した結果、下記の通りの合意に達した。

- 1) しかるべき将来、ビルマ式社会主義を基盤とする社会民主主義方式によって成りたつビルマ連邦の憲法を、ビルマ国内に居住する各種民族が参加討議して起草するというビルマ革命評議会の提案に、カレン革命評議会は同意する。
- 2) 憲法が起草されるまでの期間中、カレン革命評議会は、ビルマ革命評議会に下記の事項を要求する。
 - i) 「カレン州」を「コートゥーレー州」と改称すること。
 - ii) コートゥーレーの州域を現在のカレン州よりも拡大して、その中にテナセリム管区内のカレン族多数居住地区を編入すること。
 - iii) コートゥーレー州の権利と義務を定めること。
 - iv) 和平実現のため、双方の停戦とコートゥーレー軍問題を審議決定すること。
- 3) KRC から提案された前記第2条に関して
 - i) ビルマ革命評議会は、第2条第1項の「カレン州」を「コートゥーレー」と改称することに同意する。
 - ii) 第2条第2項について、ビルマ革命評議会は、国内居住全民族との討議を経ることなくビルマ革命評議会の一存で決定を下すべきではないと考える。よって、この問題は将来開催される「国内居住全民族会議」の席上討議するというビルマ革命評議会の提案を、カレン革命評議会は受諾する。
 - iii) 第2条第3項については、1963年2月12日の連邦記念日に行なわれたビルマ革命評議会議長演説「ビルマ連邦に居住する諸民族の問題に関する革命評議会の見解」⁴⁵⁾の内容に沿うものであることを、カレン革命評議会は了承する。
 - iv) 双方の停戦およびコートゥーレー軍の問題については、今後とも協議を続行するため双方の代表から成る「連立委員会」を設置して取り扱うことに同意する。

41) 1949年4月、インセインでの戦闘停止交渉の際、ハンタータームエーと共に停戦協定を拒否した。

42) ビルマ字日刊紙「チャーモン」1964. 1.28.

43) マウンマウン (1969) p.442; タンペーミイン (1968) pp. 130-131.

44) ビルマ字日刊紙「チャーモン」1964. 3.13; 「ミャンマ・アリン」1964. 3.13.

45) 全文が、ビルマ式社会主義計画党組織中央委員会本部編『ビルマ連邦に居住する諸民族の問題に関する革命評議会の見解』(ビルマ文)1964, p.97. に収録されている。

4) コートゥーレー州外のテナセリム管区，ペグー管区，イラワジ管区内に居住するカレン族の問題について，カレン革命評議会は，関係の「治安・行政委員会」(SAC)にカレン革命評議会の代表を任命せよと追加要求する。

ii) ビルマ革命評議会は，第4条の要求を受諾する。

KRC とビルマ革命評議会との間に和平交渉が成立した翌13日，政府軍総司令部陸軍参謀次長サンユ準将は，南東軍管区，中央軍管区，南西軍管区の3司令部に対し KRC 所属軍との戦闘停止命令を発した。一方，KRC も，参謀本部，コートゥーレー軍，GOC，東コートゥーレー地方，デルタ地方等に対し，議長ムソーコーカサーの名による戦闘停止命令を出した。⁴⁶⁾ そして合意成立に伴い，コートゥーレー軍旅団長ボウ・リンティン，副旅団長ボウ・ウィン，ボウ・テウウェー大佐，ボウ・パールージョー大佐，ボウ・アウンター大佐，ボウ・グウェトゥー少佐等 KNDO の指揮官達が，3月16日 ムソーコーカサーの招きでラングーンに呼ばれた。⁴⁷⁾

非共産系カレン KRC とビルマ革命評議会との間には，こうして和平が成立しカレン族反徒の多数派は，その闘争史に15年ぶりに終止符を打った。

XI カレン族反政府組織の現状

ビルマ革命評議会と東コートゥーレー管区の KRC との停戦和平交渉成立によって，サルウィン川，シッタウン川流域におけるカレン族の反政府活動は消滅した。「コートゥーレー政府」の元首相ソー・ハンタータームエーはビルマ革命政府文部省教育研究所の特別研究官に，元閣僚パドー・バトゥンはカレン州改め「コートゥーレー州」の州務委員会委員（文部担当）に，パドー・ワリージョーはビルマ社会主義計画党教育部員（のち，英字新聞 The Working People's Daily の編集委員に転出）に，ターミャイン師はビルマ社会主義計画党コートゥーレー州委員に，それぞれ任命された。コートゥーレー軍司令官達も，一般市民として新しい生活に入った。そして，KRC の要求通り64年4月3日「カレン州」は「コートゥーレー州」と改称された。⁴⁸⁾ コートゥーレー州にもようやく平和が訪れて来たと思われた。

ボウ・リンティンは，1961年の美人コンテスト入賞者である女優のノー・ルイザーと大恋愛の末結婚した。ノー・ルイザーは，ユダヤ人の父とカレン人の母の間に生まれた混血児で，ラングーン大学卒業後，助手として教育活動に従事していた。美人コンテスト入賞後女優に転向して，何本かの映画に出演した。リンティンにとっては，この頃が最も幸せな時期であったと言えよう。だが，静止しているように見えた歴史の歯車は，この間にも回転し続けていたので

46) ビルマ字日刊紙「チェーモン」1964. 3.14.

47) ビルマ字日刊紙「チェーモン」1964. 3.17.

48) タンペーミイン (1968) P.134.

49) ビルマ字日刊紙「ボウダタウン」1968.10. 4.

ある。コートゥーレー軍の処遇に関する会談がタトンで催されることになり、リンティンに出席が要請された。ところが、会談に赴いたリンティンを銃弾が見舞った。これが、ハンタータームエー指揮下の「コートゥーレー軍」中最強をうたわれた KNDO 第5旅団の元旅団長リンティンの最後であった。⁴⁹⁾ 残された妻ノー・ルイザーは、全財産を処分し帰順していた夫の部下を率いてコートゥーレー州の山中に逃避した。コートゥーレー州内でゲリラ活動が再開され、政府軍との間に銃火が交されるようになったのはそれからである。ボウ・トゥンミンに率いられる非共産系の KNDO 第1旅団は、こうして誕生した。第1旅団は、現在コートゥーレー州パーアン県内に司令部をおき⁵⁰⁾、サルウィン川西部のパーアン、タトン両県内で活動が続けている。

マン・バザンに率いられるマダニャタ系配下の KNU は、和平交渉決裂後依然としてデルタ地帯を押えている。元「コートゥーレー軍」の中でマダニャタ系列に属する KNDO 第7旅団（旅団長ボウ・ミャ）はコートゥーレー州のサルウィン川東部、フラインプエ郡、コーカレイ郡で、第8旅団（旅団長ピュ師）はテナセリム管区南部のタボイ県イエー郡内で、第3旅団（旅団長ボウ・セイン）はペグー県内で、それぞれ活動が続けている。

上述のごとくカレン族の反政府組織は、マダニャタ（共産）系と非マダニャタ系の2派に大別できるが、組織間の交流は、思想的な面よりもむしろ人事的、感情的要素および縄張り意識等に災されて、ほとんどないと言ってよい。例えば、タウングー県、ペグー県内の KNU 軍は、KNDO 第7旅団と対立しているが、この対立は、第7旅団を率いるボウ・ミャの軍国主義路線とマン・バザンの共産主義路線が衝突してマダニャタが分裂、66年9月遂にボウ・ミャ一派がマダニャタから離脱したことが主因⁵¹⁾とされている。ボウ・ミャは最初から統一戦線（マダニャタ）を信用しておらず、KNDO の唯一の目的はカレン独立国の樹立であり、それ以外のために戦うつもりはないと語っていたと言われる。コートゥーレー州を活動領域としているカレン反乱軍の勢力は、1966年当時ボウ・トゥンミン派500人、ボウ・ミャ派800人⁵²⁾と推定されていた。一方、デルタ地帯の KNU では、共産党が KNU に毛沢東路線を強要したため、67年8月マダニャタの組織にひびが入り始めた。もともと「民族民主統一戦線（マダニャタ）」は、何らの思想的必然性をもたないままに共産党と KNU とが同盟して成りたっていた組織である。両者間に存在する唯一の共通目標は、ビルマ革命政府の打倒であった。ターヤーワディー県内の KNU リーダーであるボウ・トウフラ、ソー・ミャテイン等は毛思想の受け入れを拒否した。⁵³⁾

このように、カレン族反政府組織は離合集散が激しく、その現状を正確に把握するのは容易

50) ビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー」1967. 8.10.

51) 『アジアの動向（ビルマ）1966』pp. 272-273；『アジアの動向：67年の回顧』p. 100.

52) 『アジアの動向（1966）』p.248.

53) 『アジアの動向（1967）』p.175.

ではないが、その組織と活動領域は、1967年6月1日から1970年2月28日までのビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー（労働者人民日報）」掲載のカレン族関係記事を整理分析すると、およそ次のようになる。

(1) コートゥーレー管区（サルウィン、シッタウン両河川流域）

i) KNDO 第1旅団（非マダニャタ系）

総司令官 ノー・ルイザー，旅団長 ボウ・トゥンミイン，副旅団長 チャー大佐
兵力500人，活動領域 バーアン県，タトン県（サルウィン川西部）

組織 { 第1大隊（大隊長 ボウ・ジャーミン） →（大隊長 ディンガー少佐）
第2大隊（大隊長 キンマウンイー少佐） →（大隊長 ジャーミン少佐）
第3大隊（大隊長 ボウ・チャーホウ） →（大隊長 チャーホウ少佐）

（1967年現在 → 1969年現在）

ii) KNDO 第5旅団

活動領域 タトン県チャイトー郡，パウン郡，ビーリン郡

組織 { 第1大隊（大隊長 ボウ・リン）
第2大隊（大隊長 ボウ・セインティー）

iii) KNDO 第6旅団

活動領域 チャーインセイデー郡，司令官 シュエサイン少佐

iv) KNDO 第7旅団（マダニャタ系）

旅団長 ボウ・ミャ，司令官 ポートゥ大佐，ティンシュエ少佐，ボウ・ソーピー
兵力400人，活動領域 バーアン県フラインブエ郡，シュエグン郡，コーカレイ郡
（サルウィン川東部）

(2) ペグー山脈管区

i) KNDO 第3旅団

管区司令官 ソー・アウンテイン大佐，旅団長 ボウ・セイン

活動領域 ペグー県シュエヂン郡，ウォー郡，カワ郡，ダイウー郡

ii) KNU 第7旅団（マダニャタ系，KNDO 第7旅団ボウ・ミャと対立）

司令官 ボウ・ヂョウ，ボウ・モウヘイン，ボウ・ターテー

活動領域 タウンゲー県チャウヂー郡，タンタピン郡，イエーターシェー郡

(3) テナセリム管区

KNDO 第8旅団

旅団長 ピュー師，副旅団長 サーミ少佐，ボウ・シャン

活動領域 モールメン県（イエー郡），タボイ県，メルギー県

(4) デルタ管区

GNU 議長 マン・バザン, 中央委員 ボウ・チンペー, ボウ・タンアウン

管区委員 ソー・ビーポウ, エス・テイン (ソー・タトー)

行政組織および県委員会員

GNU 第1県 (ターヤーワディー県)	ソー・ミヤテイン(議長), タードウ, ボウ・トウフラ, パールーチー
GNU 第2県 (フモービー, バテイン県)	ソー・ターチョウ(議長)
GNU 第3県 (マウービン県)	
GNU 第4県 (ヒンダータ, ミャウンミャ県)	ソー・ビーポウ(議長), ソー・テイン, ボウ・ミヤテイン, マン・ターセイン, ソー・エー
GNU 第5県 (マウービン県)	ソー・ビー
GNU 第6県 (ハンターワディー県)	ボウ・アウンセイン(議長), パートウ ー (作戦主任)
GNU 第7県 (バテイン, マウービン県)	マン・エートウー(議長), ソー・フラ ブエ (作戦主任)

軍事組織および活動領域

KPLA ⁵⁴⁾ 第2大隊 (大隊長 タウンニェン)	バテイン県, ミャウンミャ県
KPLA 第8大隊 (大隊長 ソー・アウンテイン)	ターヤーワディー県
KPGF ⁵⁵⁾ 第3大隊 (大隊長 ガーミン)	バテイン県, ミャウンミャ県, ヒンダータ県
KPGF 第4大隊 (大隊長 マウン・ザン)	マウービン県
KPGF 第6大隊 (大隊長 クウェッコー)	ミャウンミャ県, バテイン県
第1中隊 (中隊長 ウィンカウン)	ミャウンミャ県
第2中隊 (中隊長 チッペー)	ミャウンミャ県
第4中隊 (中隊長 トゥーサー, ピーウー)	バテイン県

GNU はビルマ共産党と提携して「マダニャタ」を組織していたが、1967年頃から内部分裂の兆を見せ始めた。⁵⁶⁾ マン・バザンは、67年6月に開かれた GNU 党中央委員会の会議を健康を理由に欠席したが、自分の考えは文書で明らかにした。マン・バザンの考えは、GNU 党中央委員会の第3次路線 (文化大革命路線) と合致しないばかりでなく、真っ向から反対するものであった。⁵⁷⁾ GNU は、こうしたマン・バザンを、「修正主義者、カレン人民の裏切り者」

54) カレン人民解放軍の略称。

55) コートゥーレー人民ゲリラ軍の略称。

56) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1967.10. 2.

57) ビルマ字日刊紙「ボウダタウン」1968.10. 4.

と言って非難した。⁵⁸⁾ マン・バザン（右派）と中央委員会多数派（左派）との対立はもはや抜きさしならぬ状態となり、マン・バザンは68年6月15日党議長を辞職、党籍も返上した上で戦線から離脱した。KNUを離れたマン・バザンはKNDO第7旅団のボウ・ミャに接近、6月21日新たに「カレン民族統一戦線」を結成した。⁵⁹⁾ 新組織の中心メンバーは、次の5人であった。⁶⁰⁾

マン・バザン

ソー・バティン

パドー・ボーユーポー

パドー・フライン

ボウ・ミャ 旅団長

カレン民族統一戦線は、次のような活動方針を掲げた。⁶¹⁾

- i) 植民地主義，封建主義反対
- ii) 大民族主義反対
- iii) 愛国的カレン革命勢力の団結
- iv) 同じ境遇の連邦内諸民族，労働者，農民，知識人，中産階級の大同団結による民族民主主義的活動とカレン民族の解放，民主主義的権利と社会的発展

マン・バザン一派が脱退した後のKNUは、コートゥー(別名チャーミャタン)⁶²⁾とボウ・チンパー等によって指揮されることになった。彼らの綱領は、次の3項目から成り立っていた。⁶³⁾

「カレンの武装革命を意図するKNU党は、マルクス、レーニン、毛沢東の思想を武器として闘う政党である。」

- i) 党の政治路線は、カレン族ならびにビルマに居住する全少数民族の平等，自主，自決を勝ち取るための闘争路線である。
- ii) 弾圧を被っている人民の解放のため，植民地主義，地主封建主義，官僚資本主義，民族資本主義または大民族主義と闘う革命路線である。
- iii) カレンの革命は，ビルマの人民民主主義革命の最大の敵である植民地主義，封建主義，官僚資本主義，大ビルマ民族主義等を代表する支配者階級を相手に闘うことである。

58) 『アジアの動向（1968年9月）』pp. 252-253.

59) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1968. 9.29.

60) ソー・エーコー，マン・サンミン等4名の連記による「連邦統一，わが任務」（ビルマ文）エーコーは，元KNU 県委員，サンミンは元KPGF 第3大隊政治主任。ともに1969年帰順した。

61) *Ibid.*

62) 1961年当時，ソー・ハンタータームエー，マン・バザン，マン・シャンパレー，ミンマウン大将等と共にKNU 政治局を構成していた。当時，チャーミャタンは，コートゥーという名でKNDO の大将でもあった。

63) ソー・エーコー，サンミン等の論説。「労働者人民日報」1970.2.17.

(以上、KNU 党とビルマ共産党との合同会議の席上述べられたボウ・チンペーの説明より)。

こうした闘争方針を基に69年7月16日 KNU 党中央本部の会議が開かれた。出席者は次の9名であった。⁶⁴⁾

コートゥー大将 (ソー・チャーミャタン)

ミャマウン大将 (マン・トゥカノウ)

ボウ・サンリン

ボウ・エーハン (ソー・エートー)

マン・クワー

ソー・トゥングウェー

サジャーラーパン

ソー・ターイン

レー師 (アンスシェン)

この席上、諸外国に援助協力を要請するため、「特殊任務組織」が編成された。組織には上記9人が参加し、ソー・エートーが全体の指揮をとることになった。

ビルマ革命評議会に対する KNU 党の見解は活動方針の中には明示されていないが、1969年10月26日開かれた KNU 党とビルマ共産党との合同会議の席上採択された共同宣言によると、次のとおりである。

「1963年の和平交渉を、ファシスト・ネーウィンが一方的に決裂させた後、ファシスト・ネーウィンは、革命武装勢力、特にビルマ共産党をはじめとするマダニャタ各組織への攻撃をいっそう強化してきている。こうしたファシスト・ネーウィンの裏切りの攻撃に対して、ビルマ人民武装勢力は、革命精神を基に多くの生命を棄てて軍事政権と闘ってきた。わが革命勢力の殲敵能力も、1965～66年当時の分隊規模から1967～68年の小隊、1968～69年の中隊規模にまで進歩拡大してきた。67～68～69年は、革命戦の新段階に達したと言えよう。」

一方、非共産系の KNDO 第1旅団内部でも、ボウ・トゥンミン旅団長とチャー副旅団長、ディンガー第1大隊長、ジャーミン第2大隊長、チャーハウ第3大隊長等との間に対立が生じはじめた。⁶⁵⁾ 一説によれば、失脚したトゥンミンが逮捕され、ジャーミン少佐とチャーハウ少佐が後継争いをしている⁶⁶⁾と伝えられる。タウングー県、ペグー県内で活動しているマダニャタ系 KNU とボウ・ミャの KNDO との間にも地盤争いによる紛争が絶えず起こり、相互間の射ち合いにまで発展した。⁶⁷⁾

カレン族反政府組織に対する政府軍の討伐作戦はその後も続けられており、69年1月28日以

64) *Ibid.* ならびに 1970. 2.23.

65) ビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー」1969. 2.20.

66) 『アジアの動向 (ビルマ) 1968年10月』pp. 219-220.

67) ビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー」1969. 4.30.

降ティンマウン大佐指揮下の政府軍第77師団第8大隊，第101大隊，第102大隊による「ドゥーウン作戦」がコートゥーレー州サルウィン川東部にあるボウ・ミャの KNDO 司令部に対して開始され⁶⁸⁾，同年7月にも南東軍管区副司令官キンザーモン大佐の率いる政府軍がボウ・ミャの基地を攻撃した。⁶⁹⁾ 一方，デルタ地方の KNU に対しては69年4月から南西軍管区司令部（サンチー大佐）と第88師団（エーコウ大佐）の合同による「シュエリンヨン」，「モウヘイン」両作戦が開始され⁷⁰⁾，69年10月現在ミャウンミャ，ワーケーマ，ラプッター，エインメー，モールメンヂェンの5郡から200人以上の KNU 党員が投降した。⁷¹⁾ デルタ地帯には，チョンビョー，チャウンゴン，エインメー，パンタノウの4郡だけでも323か村，1763部落があり，27万人弱の住民がいる。⁷²⁾ その内，エインメー，パンタノウ，チョンビョー3郡内の12万人，チャウンゴン郡内の2万人は，カレン族である。⁷³⁾ これらのカレン系住民には，種族的意識がきわめて強い。KNU のゲリラ活動は，こうした現状を背景に続けられてきた。地理的に言ってマングローブの密林と沼沢の多いこのデルタ地帯は，見知らぬ者を寄せつけなかった。地理に明るい KNU が，蜘蛛の巣のように縦横に走る大小無数の河川と沼沢とを利用して自由に出没したのに対し，政府軍は全く手も足も出なかった。だが，ようやく事情が変わった。69年4月から年末にかけて徹底的に行なわれた掃討作戦によって，20年以上にわたり頑強に抵抗を続けてきたさしも強靱な KNU の組織も，今日ではもはや壊滅同然の姿を呈している。

にもかかわらず，1970年2月現在，カレン族の反政府組織は，細々としたゲリラ活動を行ないながら相変わらず存続し続けている。組織も（1）北京路線のマダニャタ系 KNU，（2）それから分離したマン・バザン，ボウ・ミャ等の修正主義「カレン人民戦線」，（3）元 KNDO 第5旅団の後裔である非共産系民族主義カレン「第1旅団」の3派に分かれたままである。

ビルマ連邦からの分離，カレンニスタンの建国独立という民族主義的強硬路線で始まったカレン族の闘争も，連邦内残留，コートゥーレー州域の拡張という形に収縮し，多くの犠牲者を出した結果，多数派は遂に武器を棄てた。共産系の少数派カレンは，はたして武器を棄てるだろうか。棄てるとすればその日はいつ来るのだろうか。その答はまだ誰にも判らない。

参 考 文 献

[ビルマ文]

ビルマ革命評議会編 1963.『ビルマ連邦革命評議会と各種武装地下組織との国内和平交渉』史料集第1，ビルマ革命政府情報省，250 pp.

68) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」

69) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1969. 7.28.

70) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1969. 6.26.

71) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1969.10. 8.

72) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1969.11.30.

73) ビルマ字日刊紙「ロウターピイドゥー」1969.12. 1.

ビルマ式社会主義計画党組織中央委員会本部編 1964. 『ビルマ連邦に居住する諸民族の問題に関する革命評議会の見解』ラングーン, 97 pp.

マウンマウン博士 1969. 『ビルマの政治的過程とネーウイン將軍』ラングーン, 501 pp.

ネーウイン將軍「1968年9月21日開催の軍司令官会議における演説」ビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー」1968. 9.22, 23.

ソー・エーコー, マン・サンミン, イェーポー・ミヤ, イェーポー・バケツ「連邦統一, わが任務」ビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー」1970. 2.17.

ウー・タンペーミイン 1968. 『1962-67年歴史資料集』ラングーン, 257 pp.

イェーポー・フラミョウ 1968. 『ビルマ連邦史的資料集』ラングーン, 536 pp.

ビルマ字日刊紙「ヤンゴン」

ビルマ字日刊紙「ミャンマ・アリン」

ビルマ字日刊紙「チェーモン」

ビルマ字日刊紙「ボウダタウン」

ビルマ字日刊紙「ロウターピドゥー」

〔邦 文〕

アジア経済研究所動向分析室『アジアの動向（ビルマ）』1963～1967.

外務省アジア局南西アジア課『毛沢東の中国とビルマの主権』昭和42年10月, 73 pp.

大野 徹 1968. 「ビルマ共産党の現状」『東南アジア研究』6巻3号, pp. 156-168.

———. 1969. 「北ビルマ（カチン州）の旅」『鹿児島大学史録』No. 2, pp. 111-116.